

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の 支払いを巡るトラブルが発生しています

令和7年4月1日以降、雇用仲介サービスの提供に関する料金、違約金等について、誤解やトラブルが生じないように、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者による明示が義務化されました。

義務を守っていない事業者との契約は、トラブルにつながる可能性があります。

契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討してください。

契約内容に合意できない場合はそのサービスの利用はせず、他の有料職業紹介事業者やハローワーク等を活用しましょう。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用で利用料金や違約金等の支払いを巡るトラブルが発生した場合は、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

トラブル事例

事例 1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまった。職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求されたが、そもそも無期雇用の者を募集しており条件に合わないうえ、ほとんど働いていないので、支払いには納得できない。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者とも、利用料金や返戻金や違約金等については**分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示する義務**があります。**契約する前に**、これらの規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。

また、特に早期離職時の返戻金は詳細に確認しましょう。実際に早期離職が生じた場合は、不明点など事業者に相談しましょう。事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に誠実に対応することが求められています。

事例 2

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからの応募で受け直したいと言われた。了承していいのか？

まずは**事業者との契約内容をご確認ください**。求職者のいうとおりにすると、募集情報等提供事業者AとBの両方から料金を請求される可能性がありますので、**求職者からのこうした申し出は断ることがトラブルを回避する上で重要**です。

事例3

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料(6ヶ月間は月5万円)になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれて契約したが、契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

早期離職の際の対応と同様に、契約する前に、無料期間、有料へ移行する前の契約終了方法、途中で充足した場合の取り扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。思い込みで判断せず、契約前に、契約書をよく確認することが重要です。

「適正な明示がない事業者」や 「返戻金の相談等に誠実な対応をしない事業者」 については、相談窓口までご連絡ください。

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

職業紹介事業者または募集情報等提供事業者の利用で利用料金や返戻金、違約金等の支払いを巡るトラブルは
労働局『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口』までご連絡ください。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県労働局



厚生労働省ホームページ

雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)は新たなルールへの対応が必要です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00002.html

従業員の職場定着など、雇用管理面でお困りの事業主の皆さまへ
<https://www.mhlw.go.jp/content/001491253.pdf>

厚生労働省
ホームページ



厚生労働省は、一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定しています。

厚生労働省は一定の基準を満たした適正な職業紹介事業者を公表し、適正認定事業者には認定マークを付与しています。

- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時(就職後6か月以内)の返戻金制度がある など

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる特設ウェブサイトです。

ぜひご活用ください。

【認定マーク】



医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度特設ウェブサイト(厚生労働省委託事業)

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



医療・介護・保育分野の人手確保のために
有料職業紹介事業者を利用される求人事業主の皆さまへ

ご存知ですか？

職業紹介事業者の 上手な探し方



【マスコットキャラクターじゅきゅにゃん】

国内全ての職業紹介事業者に関する情報を
確認・検索できるサイトのご案内

 厚生労働省

都道府県労働局

LL070729需01

職業紹介事業者の利用に際して 参考としている基準はありますか？

たとえば…

就職実績

職業紹介
手数料

就職後の
定着状況

返戻金
制度

そんなときは 「人材サービス総合サイト」をチェック！



人材サイト



「人材サービス総合サイト」の特徴

✓ 国内全ての職業紹介事業者に関する以下の情報を確認できます。

- 紹介事業者があっせんした就職者数、就職者数のうち採用後6か月以内の離職者数
- 紹介手数料の実績
- 返戻金制度の有無・内容 など

事業者を
選択する際
などにご活用
ください。

【お知らせ】

職業安定法施行規則の一部改正により、令和7年4月1日以降、職種毎の平均手数料率等の実績を人材サービス総合サイトに掲載することが職業紹介事業者に義務付けられています。

(※) 各職業紹介事業者の取扱い上位5職種に限り、常用就職の紹介実績が10件以下の場合は、掲載対象外です。

実際に「手数料実績率」を検索してみましょう(簡単7ステップ)

1 トップページの「職業紹介事業」をクリック

厚生労働省職業安定局
人材サービス総合サイト

HOME 問い合わせ先 サイトマップ
文字の大きさ 小 中 大

雇用の安定

本サイトでは、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報の提供を行っています。

- 当サイトは、ページの追加・更新及び機能改修時に、Google Chrome、Microsoft Edgeの最新版で表示確認・操作検証を実施しています
- 令和4年10月施行の改正職業安定法に関する情報はこちら！
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）」についての入力事例のご照会はこちら！
- 職業紹介事業に関する情報提供（職業安定法改正）の入力（ログイン）はこちらから！
- 優良等が認定された事業者一覧（労働者派遣事業者・職業紹介事業者・募集情報等提供事業者）等の情報はこちら！

検索を行う場合

<input type="checkbox"/> 許可・届出事業所の検索 労働者派遣事業	<input type="checkbox"/> 許可・届出事業所の検索 職業紹介事業	<input type="checkbox"/> 届出事業者の検索 特定募集情報等提供事業
---	--	--

2 まずは都道府県(必須)を選択

手数料実績率について

(1) 業界の傾向が知りたい場合は「全国」をチェック

(2) 事業所所在地の地域の傾向が知りたい場合は「該当の都道府県」をチェック

都道府県 ※必須入力です

<input type="checkbox"/> 全国	<input type="checkbox"/> 北海道／東北	<input type="checkbox"/> 北海道 <input type="checkbox"/> 青森 <input type="checkbox"/> 岩手 <input type="checkbox"/> 宮城 <input type="checkbox"/> 秋田 <input type="checkbox"/> 山形 <input type="checkbox"/> 福島
	<input type="checkbox"/> 関東	<input type="checkbox"/> 茨城 <input type="checkbox"/> 栃木 <input type="checkbox"/> 群馬 <input type="checkbox"/> 埼玉 <input type="checkbox"/> 千葉 <input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 神奈川
	<input type="checkbox"/> 甲信越／北陸	<input type="checkbox"/> 新潟 <input type="checkbox"/> 富山 <input type="checkbox"/> 石川 <input type="checkbox"/> 福井 <input type="checkbox"/> 山梨 <input type="checkbox"/> 長野
	<input type="checkbox"/> 東海	<input type="checkbox"/> 岐阜 <input type="checkbox"/> 静岡 <input type="checkbox"/> 愛知 <input type="checkbox"/> 三重
	<input type="checkbox"/> 近畿	<input type="checkbox"/> 滋賀 <input type="checkbox"/> 京都 <input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> 兵庫 <input type="checkbox"/> 奈良 <input type="checkbox"/> 和歌山
	<input type="checkbox"/> 中国	<input type="checkbox"/> 鳥取 <input type="checkbox"/> 島根 <input type="checkbox"/> 岡山 <input type="checkbox"/> 広島 <input type="checkbox"/> 山口
	<input type="checkbox"/> 四国	<input type="checkbox"/> 徳島 <input type="checkbox"/> 香川 <input type="checkbox"/> 愛媛 <input type="checkbox"/> 高知
	<input type="checkbox"/> 九州／沖縄	<input type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 佐賀 <input type="checkbox"/> 長崎 <input type="checkbox"/> 熊本 <input type="checkbox"/> 大分 <input type="checkbox"/> 宮崎 <input type="checkbox"/> 鹿児島 <input type="checkbox"/> 沖縄

3 「詳細検索条件」をクリック

詳細な検索条件を指定できます。

詳細検索条件

検索

4 上から2段目にある、**職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）その②」**の「取扱業務の職種」から職種を選択

たとえば・医療分野の場合、医師は「g医師」、看護師は「023看護師、准看護師」
介護分野の場合、施設介護員は「050施設介護の職業」、訪問介護員は「051訪問介護の職業」
保育分野の場合、保育士は「h保育士」

5 続いて「手数料実績率・額」を選択

手数料率の場合、0.1～999.9の間で入力が可能
手数料率の場合は「%」手数料額の場合は「円」を選択

職業紹介事業

[検索方法はこちら](#)

許可・届出受理年月日

開始 年 月 日 ~ 終了 年 月 日
例：開始、終了のみでの検索も可能です。

職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）その②」

条件を指定する

4 取扱業務の職種に指定可能な職業分類は [職業分類一覧](#)に記載されている職業分類のみで

5 手数料実績率・額

取扱業務の職種	~	手数料実績率・額
<input type="text"/>	~	<input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>	~	<input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>	~	<input type="text"/> <input type="text"/>

「取扱業務の職種」は必須項目です。選んだ職業分類のうちのみで事業者を検索します。

「手数料実績率・額」は、前項目より後項目の数字が大きくなるように入力してください。また、後項目を空欄にすることにより、「前項目以上」、前項目を空欄にすることにより、「後項目以下」、前項目と後項目が同数の場合はその数字のみの検索が出来ます。

6 一番下の「OK」をクリック

キャンセル 詳細検索条件をクリア OK

7 一度、前の画面に戻るので「検索」をクリック

詳細な検索条件を指定できます。

検索結果は次のページです

「人材サービス総合サイト」の検索結果画面はこちら

職業紹介事業者の就職実績や定着状況、手数料実績を一覧でチェック。
気になる項目から並べ替えて比較することもできます

事業所一覧

1 検索時の条件

- 都道府県: 関東
- 取扱業務の職種: 看護師、准看護師
- 手数料実績率(額): 1% ~ 20%

※検索結果には一覧表右上の基準日現在で有効な事業主/事業所の情報が表示されます。
※よろしければ本サイトの利用満足度についてのアンケートにご協力下さい。
※下記の表の就職者欄について、事業主に支社や支所がある場合、その合計の数字が表示されます。

検索結果 69 件 1件~20件表示(1ページ目)

令和7年6月1日現在

2 対象カテゴリ: 就職者・4ヶ月以上・有期

3 取扱業務の職種: 昇順/降順

許可・受理番号 /許可年月日・ 届出受理年月日	事業主氏名 /事業所名称	事業所所在地 /電話番号	就職者			離職者数 (無期雇用の うち就職後 6ヶ月以内 (人)	取扱業務の職種	手数料実績率 (額) (%または円)	備考
			4ヶ月以上 有期及び 無期(人)	4ヶ月以上 有期及び 無期(人)	4ヶ月未満 有期(人)				
00-00-00000 令和〇年〇月〇日	A社	●●県▲▲市 ■■■■■ 00(0000)0000	44	44	0	0	4.看護師・准看護師	12.6%	詳細情報
00-00-00000 令和〇年〇月〇日	B社	●●県▲▲市 ■■■■■ 00(0000)0000	64	5	855	1	4.看護師・准看護師	18.3%	詳細情報
00-00-00000 令和〇年〇月〇日	C社	●●県▲▲市 ■■■■■ 00(0000)0000	135	97	3,105	14	4.看護師・准看護師	20.0%	詳細情報

4

- たとえば・
 - 都道府県: 関東
 - 取扱業務の職種: 看護師、准看護師
 - 手数料率: 1% ~ 20% で検索
- 「手数料実績率」での昇降順の並べ替えも可能
- 検索時の条件に沿った「手数料実績率」が表示
- クリックすると「詳細情報」が表示

「詳細情報」をクリックすると過去5年分の就職者数・離職者数に加えて、職種毎の手数料実績をチェックすることができます

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項 (情報提供)」

情報登録年度	就職者			離職者数 (無期雇用のうち就職後 6ヶ月以内) (人)	離職が判明せず (無期雇用のうち就職後 6ヶ月以内) (人)
	4ヶ月以上 有期及び無期(人)	4ヶ月以上 有期及び無期(人) うち無期(人)	4ヶ月未満有期 (人)		
平成31年度	231	185	4,140	15	0
令和02年度	132	105	5,220	10	0
令和03年度	186	122	1,080	24	0
令和04年度	143	94	5,010	14	0
令和05年度	146	109	0	18	0
令和06年度	135	97	3,105	14	0

過去5年分の就職者数・離職者数が表示

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項 (情報提供) その②」

取扱業務の職種	手数料実績率・額
023 看護師、准看護師	令和06年度 20.0%
008 建築・土木・測量技術者	令和06年度 35.0%
049 福祉・介護の専門的職業	令和06年度 20.0%
024 医療技術士	令和06年度 20.0%
034 一般事務・秘書・受付の職業	令和06年度 20.0%

職種毎の手数料実績が表示

厚生労働省が定める基準を満たす「有料職業紹介事業者認定制度」を併せてご活用ください

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度

厚生労働省は、医療・介護・保育の団体の皆様のご協力をいただいて定めた基準を満たす有料職業紹介事業者を「適正な有料職業紹介事業者」として認定、公表しています。

数多くある職業紹介事業者の中から、安心して利用できる事業者を選ぶ基準の一つとしてこちらのサイトもご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者 特設サイト
<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



医療 介護 保育
分野における
適正な
有料職業紹介事業者の
認定制度

【認定マーク】

職業紹介事業者との契約や利用条件について、お困りの場合は都道府県労働局に設置する「特別相談窓口」をご利用ください

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士・幼稚園教諭などの採用にあたって雇用仲介事業を利用し、契約や利用条件等を巡ってトラブルとなるケースがあります。

雇用仲介事業のサービスに関してトラブルが発生した場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けています。



人材確保にあたっては無料でご利用いただける「ハローワーク」をご活用ください

ハローワークでは、医療・福祉(医療、介護、保育)などの分野へのマッチング支援を強化するため、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者への求人充足に向けたコンサルティングやマッチングイベント(職場見学会、就職面接会等)を随時開催しています。

また、福祉人材センターやナースセンター、保育士・保育所支援センター等とも連携し、多くの求職者に登録いただいています。



『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口の開設について

令和5年2月1日
青森労働局

青森労働局では、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、雇用仲介事業者（職業紹介事業、募集情報等提供事業）を利用し、契約や利用条件等を巡ってトラブルとなるケースが発生していることから、下記のとおり特別相談窓口を開設しました。

相談に寄せられた情報をもとに、雇用仲介事業者に手数料の明示義務違反等がないか把握し、必要な対応を行います。

1 開設場所

青森労働局職業安定部 需給調整事業室
青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階
電話 017-721-2000

2 対応時間等

8:30 ~ 17:15（土日、祝日、年末年始を除く）

3 対応相談内容

- ・手数料に関する内容
- ・求職者への金銭等の提供に関する内容
- ・紹介就職者（無期雇用契約）への転職勧奨に関する内容
- ・その他職業紹介事業、募集情報等提供事業に関する内容

青森労働局は、上記の取組により雇用仲介事業者の法令遵守を推進し、事業の適正な運営を図って参ります。